

# 令和7年5月1日時点で工事中の盛土等は 届出が必要となります。

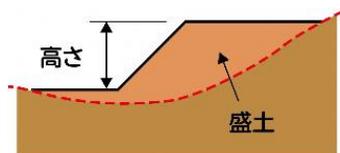
- 京都府では「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」の規制区域を府内全域（京都市除く）に指定し、令和7年5月1日から運用を開始する予定です。
- 運用開始時点で工事中の盛土等については、令和7年5月1日(木)～令和7年5月22日(木)の期間に、盛土等に関する届出の提出が必要となります。なお届出された内容は公表します。
- 下記の届出対象規模の工事を行っている場合は、工事実施場所が宅地造成等工事規制区域の場合は各地域所管の土木事務所に、特定盛土等規制区域の場合は各地域所管の広域振興局に届出をお願いします。

## 届出対象となる盛土等の工事

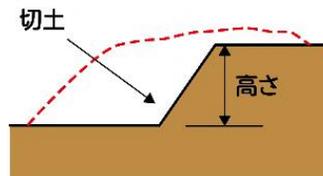
赤文字 届出対象      青文字 届出の図面提出対象

### ■土地の形質の変更(盛土・切土)

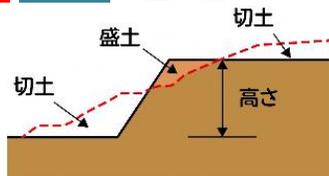
- ①盛土で高さが **1m超** **2m超** の崖※を生ずるもの



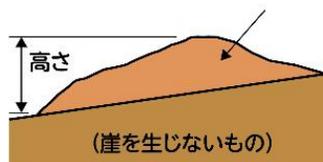
- ②切土で高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの



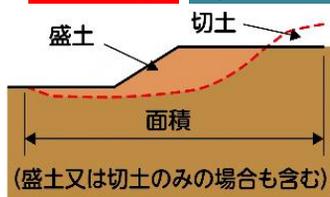
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの(①、②を除く)



- ④盛土で高さが **2m超** **5m超** となるもの(①、③を除く)

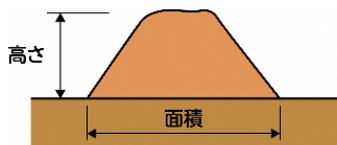


- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500m<sup>2</sup>超** **3,000m<sup>2</sup>超** となるもの(①～④を除く)



### ■一時的な土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超** かつ面積が **300m<sup>2</sup>超** **1,500m<sup>2</sup>超** となるもの



- ⑦最大時に堆積する面積が **500m<sup>2</sup>超** **3,000m<sup>2</sup>超** となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

届出書類は、裏面をご覧ください。

# ■届出書類について(正本1部及び副本1部を提出してください)

- (ア) **赤文字** の場合は、以下の1から4の提出が必要です。
- (イ) **青文字** の場合は、以下の1から6の提出が必要です。

- 1 届出書  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(様式第15号)または、土石の堆積に関する工事の届出書(様式第16号)に必要な事項を記入してください。
- 2 位置図  
縮尺を1/2, 500以上とし、都市計画基本図等を使用してください。  
(明示すべき事項) 縮尺、方位、道路及び目標となる地物
- 3 届出地及びその周辺の写真  
盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその周辺の状況を明らかにする写真
- 4 委任状  
工事主以外が届出をする場合、委任状の提出が必要です。
- 5 地形図  
縮尺を1/500以上とし、等高線は2mの標高差を示すものとしてください。  
(明示すべき事項) 縮尺、方位及び土地の境界線
- 6 土地の平面図  
(明示すべき事項)  
宅地造成、特定盛土等
  - ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分
  - ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置
  - ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載してください。土石の堆積
  - ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容
  - ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
  - ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

## ◎相談、申請、通報等に関する連絡先は、内容別に下表のとおりです。

| 市町村                             | 事項・区域                              | 許可・相談・通報に関すること | 許可・相談・通報に関すること  | 相談・通報に関すること                          |
|---------------------------------|------------------------------------|----------------|---|--------------------------------------|
|                                 |                                    | 宅地造成等工事規制区域    | 特定盛土等規制区域   | 府全域(京都市除く)                           |
| 向日市、長岡京市、大山崎町                   | 乙訓土木事務所 建築住宅課<br>(電話)075-931-2478  |                |   | 乙訓保健所 環境衛生課<br>(電話)075-933-1341      |
| 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町 | 山城北土木事務所 建築住宅課<br>(電話)0774-62-0624 |                | 山城広域振興局 森づくり振興課<br>(電話)0774-21-3087   | 山城北保健所 環境課<br>(電話)0774-21-2913       |
| 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村           | 山城南土木事務所 建築住宅課<br>(電話)0774-72-9521 |                |   | 山城南保健所 環境衛生課<br>(電話)0774-72-4303     |
| 亀岡市、南丹市、京丹波町                    | 南丹土木事務所 建築住宅課<br>(電話)0771-62-0364  |                | 南丹広域振興局 森づくり振興課<br>(電話)0771-22-1019   | 南丹保健所 環境衛生課<br>(電話)0771-62-4755      |
| 福知山市                            | 中丹西土木事務所 建築住宅課<br>(電話)0773-22-5144 |                | 中丹広域振興局 森づくり振興課<br>(電話)0773-62-4621   | 中丹西保健所 環境衛生課<br>(電話)0773-22-6383     |
| 舞鶴市、綾部市                         | 中丹東土木事務所 建築住宅課<br>(電話)0773-42-8785 |                |   | 中丹東保健所 環境衛生課<br>(電話)0773-75-1156     |
| 宮津市、京丹后市、伊根町、与謝野町               | 丹後土木事務所 建築住宅課<br>(電話)0772-22-2703  |                | 丹後広域振興局 森づくり振興課<br>(電話)0772-62-4317   | 丹後保健所 環境衛生課<br>(電話)0772-62-1361      |
| ◎ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)全般について   | 建設交通部 建築指導課<br>(電話)075-414-5347    |                | 農林水産部 経営支援・担い手育成課(農地他)<br>(電話)075-414-4902<br>森の保全推進課(森林)<br>(電話)075-414-5030 | 総合政策環境部 循環型社会推進課<br>(電話)075-414-4228 |
| ◎ 不法投棄・不適切な盛土について               | 不法投棄・盛土情報ダイヤル                      |                | 不法投棄<br>(電話)0120-530-993  | 盛土関係<br>(電話)0120-530-994             |

詳しくは京都府のホームページを御確認ください。

京都府 盛土規制法

検索

